

小林市教育大綱

令和4年3月

小 林 市

はじめに

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等を目的として、地方教育行政制度改革が行われました。

この改正により、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置と地方公共団体の長による教育の振興に関する施策の大綱の策定といった仕組みが設けられたことから、平成 29 年度に「小林市教育大綱」を策定しました。

本計画は、「第 2 次小林市総合計画 基本計画」の教育に係る分野をもって、「教育大綱」としており、令和 4 年 4 月から「第 2 次小林市総合計画 後期基本計画」が施行されるため、新たに策定するものです。

現在は、急速な人口減少や少子高齢化の進行に加え、コロナ禍による新しい生活様式の実践といった過去に経験したことのない社会構造の変化や、グローバル化、ICT の技術革新等、様々な課題に直面しており、このことは、本市においても待ったなしの深刻な状況です。

このような中、本市では、「第 2 次小林市総合計画」において将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」を掲げ、協働のまちづくりを基盤とした、オール小林で未来へつなぐ持続可能なまちづくりを展開しています。

今を担う人材、また将来を担う人材を育む教育の役割は、ますます重要となります。この大綱を中心として、本市の教育の更なる充実・発展を推進してまいります。

令和 4 年 3 月

小林市長 宮原 義久

「小林市教育大綱」について

1 策定の経緯

教育委員会制度の改正を主な内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」の施行に伴い、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受けて、総合教育会議における教育委員会との協議を経て、「小林市教育大綱」を定めました。

2 「小林市教育大綱」の策定根拠について

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の三 第一項

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の三 第二項

地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 策定の考え方

小林市では、平成29年度から「第2次小林市総合計画」を施行しました。

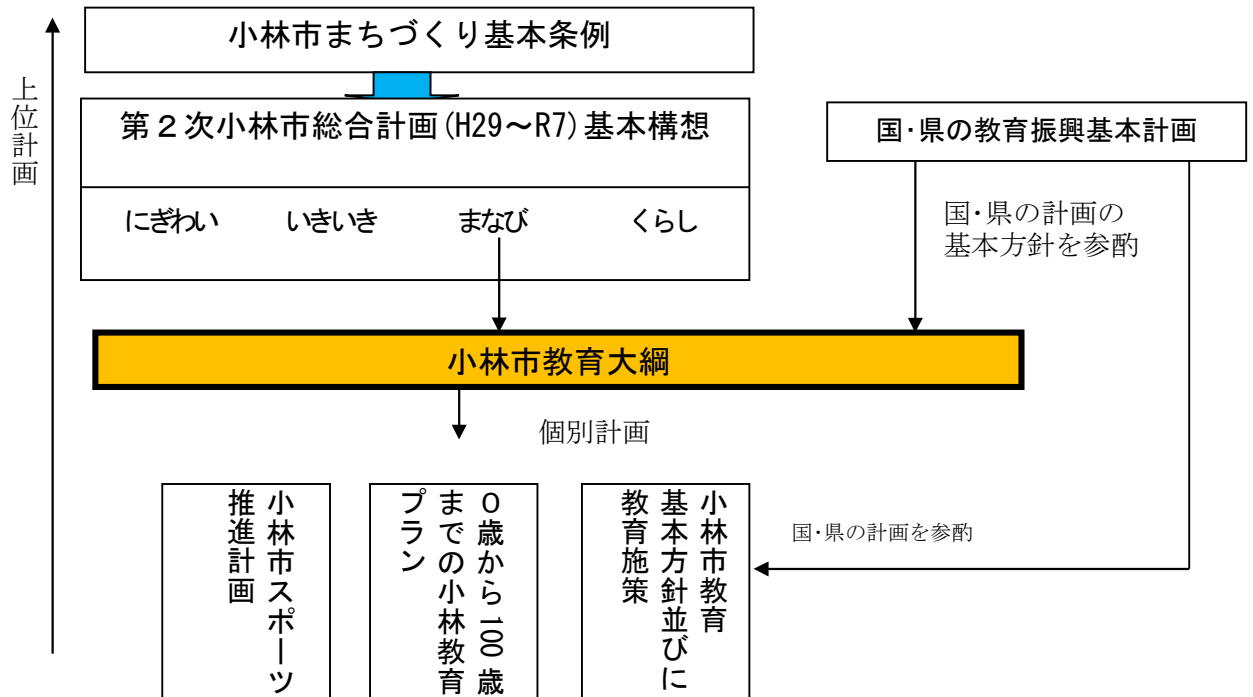
「第2次小林市総合計画」は、基本構想を市民全てを対象とした地域構想として、基本計画を基本構想の市役所の役割を具体化した行政計画として位置付けています。「教育大綱」については、教育施策における行政計画という位置付けであることから、「第2次小林市総合計画 基本計画」における教育の振興に関する総合的な施策については、「教育大綱」と内容的には同じとなります。このことから、本市では、「第2次小林市総合計画 基本計画」の教育に係る分野をもって、「教育大綱」とします。

なお、総合計画には教育に係る分野以外の分野も含まれるため、当該計画から教育に関する基本的な方針を抜粋したものを「小林市教育大綱」として定めることとします。

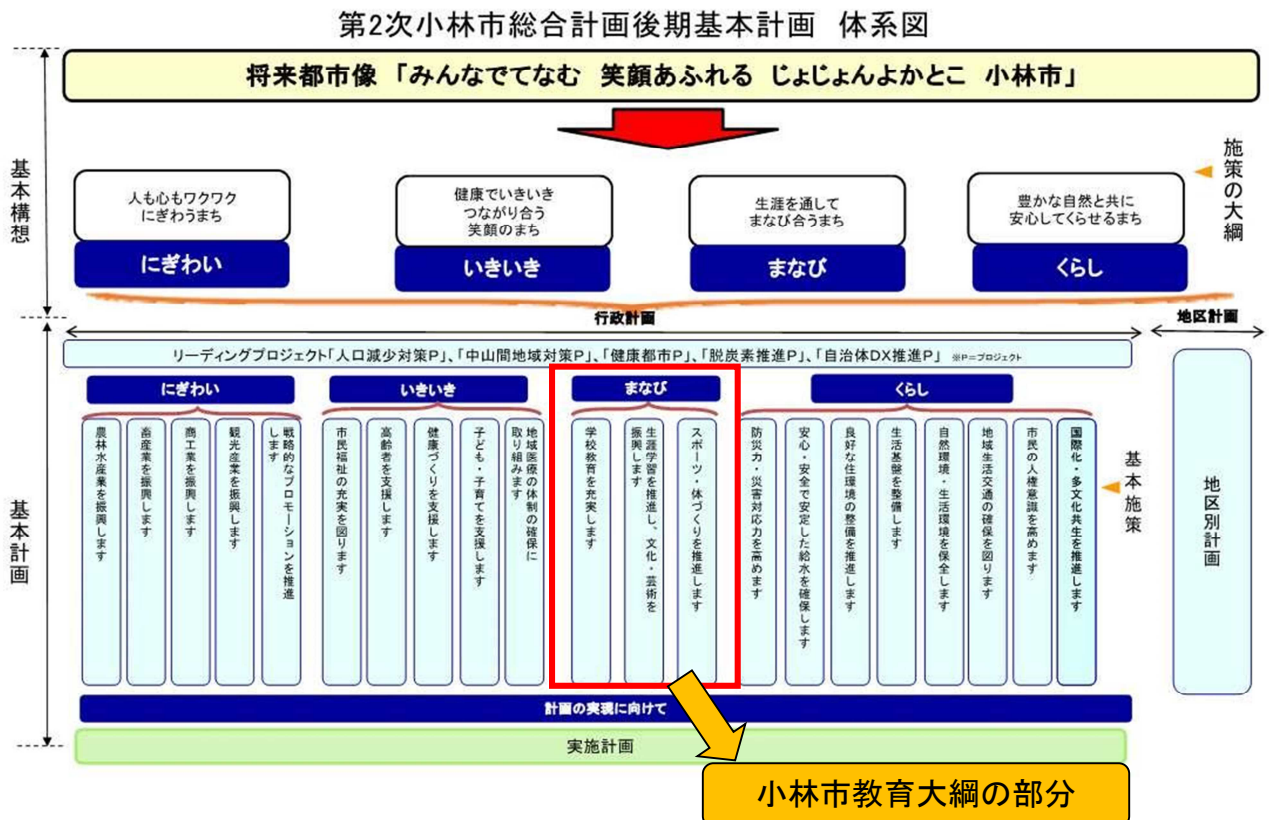
4 計画期間

「第2次小林市総合計画 後期基本計画」の期間と同じ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

5 第2次小林市総合計画、国・県教育振興基本計画、小林市教育基本方針並びに教育施策と「小林市教育大綱」との関係



6 第2次小林市総合計画の体系※参考



「小林市教育大綱」体系図

まちづくりの基本理念（「小林市まちづくり基本条例 第4条」）

- ①市民が主体で、協働により行うまちづくり
- ②「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちづくり
- ③豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくり

小林市が目指す将来都市像

みんなてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市

～みんなで一緒に 笑顔があふれる とても素晴らしいまち小林市を創造しましょう～

にぎわい分野

人も心も
ワクワク
にぎわうまち

産業振興
移住定住
シティPR等

いきいき分野

健康でいきいき
つながり合う
笑顔のまち

福祉・保健
医療・介護
子育て等

まなび分野

生涯を通して
学び合い
育ち合うまち

教育
文化・芸術
スポーツ等

くらし分野

豊かな自然と
ともに安心して
くらせるまち

防災・水道
住宅・基盤
公共交通等

「小林市教育大綱」

第2次小林市総合計画 後期基本計画 「まなび」分野

- | | | |
|------|---|----------------------|
| 基本施策 | 1 | 学校教育を充実します |
| 基本施策 | 2 | 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します |
| 基本施策 | 3 | スポーツ・体づくりを推進します |

「まなび」分野個別計画

- ・小林市教育基本方針並びに教育施策
- ・0歳から100歳までの小林教育プラン
- ・小林市スポーツ推進計画

★将来都市像に込められた思い

「てなむ」＝「協働」して、市民が主役の、市民や本市を応援いただく全ての人々とともにまちづくりを推進し、人々が健康であり、笑顔で、「じょじょんよかところ」＝「地域・自然・文化・歴史等がきらきら輝くとても素晴らしいまち」を、オール小林で実現させよう、ということを表現しています。

★方言を使用した意味は？

オール小林でまちづくりを推進するに当たり、市民全体に親しまれやすいものにする、駅伝のたすきのように、方言を受け継いでいくことで未来へつなげる持続可能なまちにすること、という思いや願いを意味しています。

「小林市教育大綱」

「まなび」分野の取組方針

本市の教育は、0歳から100歳までを対象とした教育環境を整備し、地域の教育資源を最大限にいかしながら、学校と家庭、地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮するとともに、市民一人一人が自己実現を目指し、健康で文化的な生きがいのある人生を送ることができる教育の推進が必要であると考えています。

そのためには、少子高齢化、国際化、情報化等、いまだかつてない急激な社会変化に柔軟に対応するとともに、新型コロナウイルス等の感染症や大規模な災害等、環境の変化にも迅速に対応しながら、市民の学びが充実し、継続的に営まれるよう、本市の実態に即した長期的な教育施策の展開が求められます。

また、市民一人一人が生きがいを持ち、心豊かで充実した人生を送ることができるよう、人と人との連携や世代間の交流を深めるとともに、生涯にわたって学ぶことの喜びが味わえるような教育的環境を整備する必要があります。

そのために、「『学びたい』『学ばせたい』気持ちを高める小林教育」を教育目標に掲げて取り組むものとします。

基本施策の体系図

基本施策1 学校教育を充実します

(ミッション)

知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた様々な教育活動を通して、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子どもの育成を目指していくものとし、各種施策に取り組んでいきます。

(方針)

- 1 就学前教育と学校教育の推進と充実
- 2 学力向上の推進
- 3 こころの教育の推進と充実
- 4 からだの教育の推進と充実
- 5 特別支援教育の推進と充実
- 6 新しい時代に対応した教育環境の整備と充実
- 7 キャリア教育の推進と充実
- 8 協働の学校づくりの推進と充実
- 9 学校教育施設の整備と充実

基本施策2 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します

(ミッション)

「自ら学び 仲間と学び合い 人を育む生涯学習」の推進をテーマに、市民一人一人が学習活動や地域活動等に喜びや幸せを感じ、生涯にわたり夢と希望を持つことができるように、各種施策に取り組んでいきます。

(方針)

- 1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上
- 2 豊かな感性を育む社会教育の推進
- 3 放課後子ども教室と学校支援の充実
- 4 読書活動の充実
- 5 市民の心を豊かにする文化・芸術の振興
- 6 郷土の誇る文化遺産の保護と活用の推進
- 7 社会教育施設の整備と充実

基本施策3 スポーツ・体づくりを推進します

(ミッション)

市民一人一人がスポーツを通して、体力の向上や生涯にわたって健康で豊かな生活を営めるよう、真の「スポーツのまち小林」を目指していくものとし、各種施策に取り組んでいきます。

(方針)

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 競技力の向上
- 3 スポーツ環境の整備と充実
- 4 食育の推進と充実

基本施策 1 学校教育を充実します

ミッション

知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた様々な教育活動を通して、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子どもの育成を目指していくものとし、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。

- 就学前は、その後の人間としての生き方を大きく左右し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を養う時期です。そこで、未就学児の保護者に対して、子育ての情報を提供するとともに、就学前教育と学校教育の連携の充実を図ります。
- 子どもたちが、急激な社会変化に対応しながら自己実現を目指していくためには、「生きる力」をこれまで以上に育成することが求められています。そこで、「生きる力」の構成要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けさせる教育の充実を図ります。
- 子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保し、教育の質の向上を図ります。
- グローバル化や高度情報化の進展に伴い、教員の指導力や児童生徒の情報活用能力を向上させる取組が求められています。そこで、授業でのタブレット型パソコンの活用や遠隔教育等の研究に取り組み、研究成果を市内の全小・中学校に広げることで、ICT教育の充実を図ります。さらに、小学校の外国語（英語）の教科化を踏まえ、外国語教育の充実を図ります。
- キャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育であり、これからの社会を担う子どもたちには必要不可欠な教育です。そこで、小・中学校が一貫した教育を行う体制（縦のつながり）と、学校と地域社会等の連携、協働（横のつながり）の体制を構築することで、キャリア教育を推進します。
- 学校と地域社会との連携は、児童生徒への教育の充実はもとより、地域の活性化や将来を担う人材の育成等の視点からも、その重要性が高まっています。そこで、全ての学校で導入しているコミュニティ・スクールの機能を充実させ、地域社会との連携、協働体制を組織的、継続的に強化することで、協働の学校づくりを推進します。
- 学校施設については、老朽化が進んでおり、また児童生徒数についても今後減少傾向が続くことが予想されます。そこで、適正な維持管理や少子化を考慮した学校施設の在り方について検討し、安心、安全な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図ります。

方針

1 就学前教育と学校教育の推進と充実

未就学児童やその保護者の学びを支援するとともに、認定こども園、保育所（園）、幼稚園及び小学校の連携を深めることで、円滑な小学校への接続を図ります。

2 学力向上の推進

個に応じた指導の充実や授業改善、研究指定校による実践的研究に取り組み、一貫性と継続性を持った教育を推進することで、学力向上を図ります。

3 こころの教育の推進と充実

道徳科を要とした道徳教育の推進及び教育相談体制等の充実を図ることで、人間性豊かな児童生徒を育成します。

4 からだの教育の推進と充実

幼児期からの体力づくりや各種健康診断、危険から身を守る指導の充実を図ることで、健やかな体を育む教育を推進します。

5 特別支援教育の推進と充実

就学前からの一貫した支援体制の確立や合理的配慮の提供、特別支援教育支援員を適切に配置することで、特別な支援が必要な児童生徒に対応した教育を充実します。

6 新しい時代に対応した教育環境の整備と充実

教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、学校における指導体制の充実を図ります。また、学習及び校務でICT機器を積極的かつ効果的に活用するとともに、外国語指導助手の活用による外国語活動等を推進することで、教育の質の向上や一人一人の個性に応じた学習を実現します。

また、感染症や災害発生時でも児童生徒の学びを保障するため、ICT機器を効果的に活用した学習活動の充実を図るとともに、これからの時代を生きるための情報活用能力の向上を図ります。

7 キャリア教育の推進と充実

小中一貫及び学校と家庭、地域社会、産業界等の連携及び協働によるキャリア教育を展開することで、児童生徒に社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成します。

8 協働の学校づくりの推進と充実

地域の人々と教育目標や教育ビジョンを共有することで、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを、より一層推進します。また、学校と家庭、地域社会が相互に協力し、地域全体で学びを展開していくことで、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制を構築します。

9 学校教育施設の整備と充実

耐震化事業は完了しましたが、非構造部材の耐震対策や、老朽化に伴う改修整備等について、小林市学校施設長寿命化計画に基づき、効率的で計画的な施設整備を実現します。

基本施策2 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します

ミッション

「自ら学び 仲間と学び合い 人を育む生涯学習」の推進をテーマに、市民一人一人が学習活動や地域活動等に喜びや幸せを感じ、生涯にわたり夢と希望を持つことができるように、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。

- 生涯を通して「学び」の喜びや幸せを感じられる幅広い生涯学習の推進を図ります。自治公民館や各種講座の講師、ボランティアなど、地域の施設や人材等を活用し、学習環境の整備や各種交流、体験活動等を実施し、地域リーダーの育成を図ります。また、学校や地域の教育力、課題解決力の向上を目指し、スクールボランティアセンター等の充実を図ります。
- 心を豊かにする文化・芸術が身近に感じられる環境を整備するとともに、より多くの市民が、自ら関心を持って公演や芸術鑑賞等に参加しようとする文化意識の高揚を図ります。
- 郷土の誇る文化遺産や郷土芸能を、地域の宝として将来にわたって保存、継承するため、その重要性を周知します。また、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。

方針

1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上

コロナ禍においても対応できるような自発的な学習活動支援と学習機会を提供します。あわせて、地域の教育力向上のため、公共施設を活用した学習の充実を図るとともに、各種指導者の発掘やリーダー育成に取り組めます。また、家庭教育の重要性の啓発、生涯現役として人生を送れる活動の推進、豊かな人権感覚を身に付ける学習等の活動に取り組めます。

2 豊かな感性を育む社会教育の推進

世代間交流や職場体験等を基本とした様々な体験活動や、グローバル化する社会に対応できる人材育成のために国際交流事業等を実施します。

3 放課後子ども教室と学校支援の充実

地域の人材を活用し、勉強やスポーツ、文化活動等を通して地域住民との交流を図り、地域の教育力を向上させます。また、スクールサポートボランティアの募集を積極的に行います。

4 読書活動の充実

市立図書館と学校図書館の連携及び読み聞かせグループ等の市民団体との協働により、全ての市民が生涯を通して読書活動に触れ合える体制を整備します。

5 市民の心を豊かにする文化・芸術の振興

良質な文化事業等の実施や、身近に芸術作品等に触れる機会の提供により、豊かな心と教養を育みます。

6 郷土の誇る文化遺産の保護と活用の推進

文化財や郷土芸能等の歴史的、文化的な価値を市民に啓発し、効果的な保存や環境整備、継承活動等の支援を行うとともに、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。

7 社会教育施設の整備と充実

公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設を安心、安全に利用できるよう整備するとともに、中央公民館等の老朽化による改築等に併せて文化的機能を持った複合施設を整備し、各種資料の保管環境も検討します。

基本施策3 スポーツ・体づくりを推進します

ミッション

市民一人一人がスポーツを通して、体力の向上や生涯にわたって健康で豊かな生活を営めるよう、真の「スポーツのまち小林」を目指していくものとし、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。

- スポーツは、健康や体力の保持や増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。ライフスタイルや年齢、目的にとらわれず、様々なスポーツの普及と促進を図るとともに、個人の意欲や能力が十分発揮できる多角的な環境を整えます。
- 少子化の影響によって、スポーツ少年団や部活動の存続及び子どものスポーツ離れは喫緊の課題であり、その解決を図り、青少年の健全な育成を図るとともに、小中高連携による競技力の向上を目指します。
- 社会体育施設においては、利用者のニーズに合わせ、市民が安心、安全に利用できる環境を整えます。
- 「食べること」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間形成を育んでいく基礎となるものです。したがって、児童生徒が生涯を通じて健全な食生活を送り、郷土愛を深め、食について考える習慣や、食べ物を選択する力を身に付けるため、地産地消の理解を図るとともに、学校や家庭、地域等で食が学べる環境づくりを目指します。

方針

1 生涯スポーツの推進

市民がそれぞれの体力、技術、目的に応じて「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる環境を整備し、豊かなスポーツライフを実現することで、生涯スポーツ社会の構築を図ります。また、運動教室や市民スポーツ祭を充実させるとともに、「市民スポーツ推進月間」を設けるなどスポーツに親しむ気運の醸成を図る取組を強力に推進します。

2 競技力の向上

幼少期からスポーツに慣れ親しむ機会を創出し、スポーツの楽しさを感じ、スポーツの選択の幅を広げることで競技人口の増加及び裾野の拡大を図ります。また、各競技団体による中学校部活動との連携や、小中高連携による指導体制の充実を図るとともに、全国・九州大会に出場する団体や個人に対し、支援を行うことで更なる競技力の向上に取り組めます。

3 スポーツ環境の整備と充実

「小林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、年次的に整備を行い、健康づくり拠点施設として市民が安心、安全にスポーツができる環境の整備と充実を図ります。

4 食育の推進と充実

「小林市食育・地産地消推進計画」に基づき、農業体験や弁当の日などの様々な体験を通して、食に対する実践力を身に付けさせ、健全な食生活が実践できる子どもの育成を図ります。

学校給食については、郷土料理の提供や地産地消率を高め、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るとともに、郷土愛を深めることも推進します。

小林市教育大綱

初版 令和4年3月

発行・編集 宮崎県小林市（総合政策部 企画政策課）

〒886-8501 小林市細野 300 番地

電 話 0984-23-0456

F A X 0984-25-1037

E-mail k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp